下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に 基づいて告示します。

令和4年2月14日

札幌市長 秋元 克広

記

## 1 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 下水道河川局庁舎 3 階 札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当 (電話 011 - 818 - 3413) メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

#### 2 入札に付する事項

# (1) 調達件名

- ア 中央区公共ます設置業務その1
- イ 中央区公共ます設置業務その2
- ウ 北区公共ます設置業務その1
- エ 北区公共ます設置業務その2
- オ 北区公共ます設置業務その3
- カ 北区公共ます設置業務その4
- キ 東区公共ます設置業務その1
- ク 東区公共ます設置業務その2
- ケ 東区公共ます設置業務その3
- コ 東区公共ます設置業務その4
- サ 白石区公共ます設置業務その1
- シ 白石区公共ます設置業務その2
- ス 白石区公共ます設置業務その3
- セ 白石区公共ます設置業務その4
- ソ 厚別区公共ます設置業務その1
- タ 厚別区公共ます設置業務その2
- チ 厚別区公共ます設置業務その3
- ツ 豊平区公共ます設置業務その1
- テ 豊平区公共ます設置業務その2
- ト 豊平区公共ます設置業務その3
- ナ 豊平区公共ます設置業務その4
- ニ 清田区公共ます設置業務その1
- ヌ 清田区公共ます設置業務その2
- ネ 清田区公共ます設置業務その3
- ノ 清田区公共ます設置業務その4
- ハ 南区公共ます設置業務その1
- ヒ 南区公共ます設置業務その2
- フ 南区公共ます設置業務その3
- へ 南区公共ます設置業務その4
- ホ 西区公共ます設置業務その1
- マ 西区公共ます設置業務その2
- ミ 西区公共ます設置業務その3
- ム 西区公共ます設置業務その4
- メ 手稲区公共ます設置業務その1
- モ 手稲区公共ます設置業務その2

- (2) 調達案件の仕様及び履行場所 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年2月28日まで

### (4) 入札方法

入札は、上記(1)に示す調達件名ごとに、次表に掲げる別表 1 - 1 ~ 1 - 6 に示す工事区分・工種・種別・細別・規格の各一式に係る業務費(経費込み)の合計金額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

契約は、上記(1)に示す調達件名ごとに次表に掲げる別表 2-1~2-10に示す工事区分・工種・形質・規格に係る昼間・夜間別の数量単位の単価(経費込み)によるものとし、その金額は、入札書に記載された金額に、当該工事区分・工種に係る工種率を乗じて得た額に、更に、当該形質・規格・昼間・夜間に応じた単価係数を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

| 調達件名   | 別表                        |                   |
|--|---------------------------|-------------------|
| ア 中央区公共ます設置業務その1<br>イ 中央区公共ます設置業務その2   |                           | 別表 2 - 1<br>(中央区) |
| ウ 北区公共ます設置業務その1<br>エ 北区公共ます設置業務その2<br>オ 北区公共ます設置業務その3<br>カ 北区公共ます設置業務その4     | 別表 1 - 1<br>(中央区・北区・東区)   | 別表 2 - 2<br>(北区)  |
| キ 東区公共ます設置業務その1<br>ク 東区公共ます設置業務その2<br>ケ 東区公共ます設置業務その3<br>コ 東区公共ます設置業務その4     |                           | 別表 2 - 3<br>(東区)  |
| サ 白石区公共ます設置業務その1<br>シ 白石区公共ます設置業務その2<br>ス 白石区公共ます設置業務その3<br>セ 白石区公共ます設置業務その4 | 別表 1 - 2<br>(白石区)         | 別表 2 - 4<br>(白石区) |
| ソ 厚別区公共ます設置業務その1<br>タ 厚別区公共ます設置業務その2<br>チ 厚別区公共ます設置業務その3                     |                           | 別表 2 - 5<br>(厚別区) |
| ツ 豊平区公共ます設置業務その1<br>テ 豊平区公共ます設置業務その2<br>ト 豊平区公共ます設置業務その3<br>ナ 豊平区公共ます設置業務その4 | 別表 1 - 3<br>(厚別区・豊平区・清田区) | 別表 2 - 6<br>(豊平区) |
| ニ 清田区公共ます設置業務その1<br>ヌ 清田区公共ます設置業務その2<br>ネ 清田区公共ます設置業務その3<br>ノ 清田区公共ます設置業務その4 |                           | 別表 2 - 7<br>(清田区) |

|      | 調達件名   | 別表                |                    |
|------|--|-------------------|--------------------|
| ハヒフへ | 南区公共ます設置業務その1<br>南区公共ます設置業務その2<br>南区公共ます設置業務その3<br>南区公共ます設置業務その4 | 別表 1 - 4<br>(南区)  | 別表 2 - 8<br>(南区)   |
| ホマミム | 西区公共ます設置業務その1<br>西区公共ます設置業務その2<br>西区公共ます設置業務その3<br>西区公共ます設置業務その4 | 別表 1 - 5<br>(西区)  | 別表 2 - 9<br>(西区)   |
| メモ   | 手稲区公共ます設置業務その 1<br>手稲区公共ます設置業務その 2                               | 別表 1 - 6<br>(手稲区) | 別表 2 - 10<br>(手稲区) |

## 3 発注方法

この役務は、特定共同企業体による共同請負方式である。

#### 4 入札参加資格

この入札に参加する者は、下記(1)及び(2)に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 構成員のすべてが下記5に掲げる特定共同企業体の構成員の条件を満たしていること。
- (2) 下記6に掲げる特定共同企業体の結成条件を満たしていること。

#### 5 特定共同企業体の構成員の条件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 本市の競争入札参加資格について、次のア・イの区分に応じて、それぞれに掲げる要件にいずれも該当する者であること。

### ア 共同企業体の代表者

- (ア) 令和3・4年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪) において、業種が大分類「工事」、中分類「下水道」に登録されている者であり、かつ、その 等級区分が「B | であること。
- (イ) 本店所在地が「市内」であること。
- イ 共同企業体の代表者以外の構成員
  - (ア) 令和3・4年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が大分類「工事」、中分類「下水道」に登録されている者であり、かつ、その等級区分が「B」又は「C」であること。
  - (イ) 本店所在地が「市内」であること。
- (4) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業であること。
- (5) 次のいずれかの資格を有する者で、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものを主任技術者として本業務に専任で配置することができること。ただし、出資金額が3,500万円未満の共同企業体の代表者以外の構成員に限っては、主任技術者を他の業務(工事を含む。)等と兼任で配置することができる。
  - ア 建設機械施工管理技士(建設機械施工技士を含む。1級又は2級。ただし、2級は第1種から 第6種に限る。)。
  - イ 土木施工管理技士(1級又は2級。ただし、2級の種別は土木に限る。)。
  - ウ 技術士(建設部門又は総合技術監理部門(選択科目「建設」)に限る。)。
- (6) 次のア・イの区分に応じて、それぞれに掲げる者を本業務に配置することができること。
  - ア 共同企業体の代表者

業務代理人として、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を現場に常駐させること。ただし、 当該業務代理人は主任技術者と兼任することができるものとし、現場運営に支障がないと認め られる場合には常駐義務の緩和措置(他の業務又は工事との兼任)を適用することができるも のとする。

### イ 共同企業体の代表者以外の構成員

業務代理人を補完する業務代理人補として、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を業務代理人が常駐する現場以外の現場に常駐させること。ただし、当該業務代理人補は主任技術者と兼任することができるものとし、現場運営に支障がないと認められる場合には常駐義務の緩和措置(他の業務又は工事との兼任)を適用することができるものとする。

- (7) 次に掲げる本市が発注した業務又は工事のいずれかについて、元請としての履行又は施工実績があること。ただし、当該実績は、平成 18 年4月1日以降に業務が完了している、又は工事が完成し、引渡しが済んでいるもの(共同企業体により履行した業務又は施工した工事を含む。)であること。
  - ア 公共ます設置業務
  - イ 下水道管路緊急補修業務
  - ウ マンホール保全業務
  - エ 札幌市工事等分類コード表に示す「73 下水道」の「21 管路 (開削)」又は「24 管路 (修繕一般)」に該当する工事
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加 停止措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。(同一特定共同企業体の構成員との間で、この関係を有する者を除く。)

## ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又 は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現 に兼ねている場合
- (10) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
  - イ 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質 的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的ある いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

### 6 特定共同企業体の結成条件

入札に参加する者は、次の結成条件を満たした特定共同企業体でなければならない。

- (1) 構成員の数が2社以上であること。
- (2) 各構成員が、一の業務の入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

- (3) 経常共同企業体が共同企業体の構成員とならないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の共同企業体の構成員とならないこと。
- (5) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- (6) 共同企業体の代表者は、円滑な共同履行を確保するために中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (7) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。
- (8) 令和3・4年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種「道路維持除雪業」に登録があり、かつ、本市が平成30年度から令和2年度までに発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場管理業務のいずれかを元請として3年間継続して履行した実績(業務が完了しているものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。)を有する者が構成員に含まれていること。

## 7 入札手続等

(1) 入札書の提出期限

令和4年2月28日(月) 16時00分(必着とする。)

(2) 開札日時

| ア | 中央区公共ます設置業務その1  | 令和4年3月1日(火) | 10 時 00 分 |
|---|-----------------|-------------|-----------|
| イ | 中央区公共ます設置業務その2  | 令和4年3月1日(火) | 10 時 05 分 |
| ウ | 北区公共ます設置業務その1   | 令和4年3月1日(火) | 10時10分    |
| エ | 北区公共ます設置業務その2   | 令和4年3月1日(火) | 10時 15分   |
| 才 | 北区公共ます設置業務その3   | 令和4年3月1日(火) | 10時 20分   |
| 力 | 北区公共ます設置業務その4   | 令和4年3月1日(火) | 10 時 25 分 |
| 丰 | 東区公共ます設置業務その1   | 令和4年3月1日(火) | 10時 30分   |
| ク | 東区公共ます設置業務その2   | 令和4年3月1日(火) | 10 時 35 分 |
| ケ | 東区公共ます設置業務その3   | 令和4年3月1日(火) | 10 時 40 分 |
| コ | 東区公共ます設置業務その4   | 令和4年3月1日(火) | 10 時 45 分 |
| サ | 白石区公共ます設置業務その 1 | 令和4年3月2日(水) | 10時 00分   |
| シ | 白石区公共ます設置業務その 2 | 令和4年3月2日(水) | 10 時 05 分 |
| ス | 白石区公共ます設置業務その3  | 令和4年3月2日(水) | 10時10分    |
| セ | 白石区公共ます設置業務その4  | 令和4年3月2日(水) | 10時 15分   |
| ソ | 厚別区公共ます設置業務その 1 | 令和4年3月2日(水) | 10 時 20 分 |
| タ | 厚別区公共ます設置業務その 2 | 令和4年3月2日(水) | 10 時 25 分 |
| チ | 厚別区公共ます設置業務その3  | 令和4年3月2日(水) | 10時 30分   |
| ツ | 豊平区公共ます設置業務その 1 | 令和4年3月2日(水) | 10時 35分   |
| テ | 豊平区公共ます設置業務その2  | 令和4年3月2日(水) | 10時40分    |
| ŀ | 豊平区公共ます設置業務その3  | 令和4年3月2日(水) | 10時45分    |
| ナ | 豊平区公共ます設置業務その4  | 令和4年3月2日(水) | 10時 50分   |
| = | 清田区公共ます設置業務その1  | 令和4年3月2日(水) | 10時 55分   |
| ヌ | 清田区公共ます設置業務その2  | 令和4年3月2日(水) | 11時00分    |
| ネ | 清田区公共ます設置業務その3  | 令和4年3月2日(水) | 11時05分    |
| 1 | 清田区公共ます設置業務その4  | 令和4年3月2日(水) | 11時10分    |
| ハ | 南区公共ます設置業務その1   | 令和4年3月2日(水) | 11時15分    |
| ヒ | 南区公共ます設置業務その2   | 令和4年3月2日(水) | 11時20分    |
| フ | 南区公共ます設置業務その3   | 令和4年3月2日(水) | 11時25分    |
| ^ | 南区公共ます設置業務その4   | 令和4年3月2日(水) | 11時30分    |
| ホ | 西区公共ます設置業務その1   | 令和4年3月1日(火) | 10時 50分   |
| 7 | 西区公共ます設置業務その2   | 令和4年3月1日(火) | 10 時 55 分 |
| દ | 西区公共ます設置業務その3   | 令和4年3月1日(火) | 11時00分    |
| ム | 西区公共ます設置業務その4   | 令和4年3月1日(火) | 11時05分    |
|   |                 |             |           |

メ 手稲区公共ます設置業務その1令和4年3月1日(火)11時10分モ 手稲区公共ます設置業務その2令和4年3月1日(火)11時15分

(3) 開札場所

札幌市下水道河川局庁舎 1階入札室(住所は上記1に同じ)

(4) 入札書の提出方法

送付又は持参により提出すること。

(5) 入札書の提出場所

上記1 (持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎 3階 事務室窓口で提出すること。)

(6) 入札保証金 免除する。

(7) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市 契約規則第11条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得(平成15年9月10日管財 部長決裁)に反する入札は無効とする。

### 8 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(2)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

(最低制限価格の設定:無)

(2) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査する(事後審査方式)。

落札候補者は入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内 (札幌市の休日を定める条例(平成2年6月15日条例第23号)に定める休日(以下「休日」とい う。)を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書 類)を提出しなければならない。

なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない 者のした入札とみなし無効とする。

(3) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(2)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を、新たな落札候補者として、上記(2)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

#### 9 契約締結

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額(契約単価に予定数量を乗じて得た額を合算した金額)の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

### 10 その他

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

また、契約条項及び入札説明書は下水道河川局のホームページからダウンロードできる。

(2) 詳細は入札説明書による。